

企画趣旨・総論

片桐直人・藤谷武史・上田健介

1 はじめに

近時、コロナ危機・ウクライナ危機（に触発された安全保障上の懸念）といった、「持続する危機」への諸対応を口実として、財政支出が急拡大している。歳出規模や財政赤字の膨張もさることながら、より強く懸念されるのが、予備費や基金の超積極的な活用が、従来の財政運営とは明らかに異質な要素を含むにもかかわらず、財政（憲）法的な整理なしに推し進められていることである。当然、こうした動きは大いに注目されているが¹⁾、必ずしも問題の本質を適切に捉えた議論はなされていない²⁾。例えば「巨額の予備費計上は憲法が想定する、国会による予算の事前議決制度を潜脱するものであり財政民主主義に反する」との批判³⁾は、戦前の記憶を喚起し、強い訴求力を持つ。これ自体も必要な批判ではあるけれども、それでは「原則」たる国会の予算議決による統制は十分に効いているといえるのか（与党事前審査制のために国会の予算審議自体の形骸化が指摘されているのではなかったか）、「原則」における予備費の統制はどのようなものであるべきか、といった基礎的ながら重要な疑問に十分に答えるものとなっていない。夙に指摘された「財政民主主義原則の内容空虚なスローガン化」という批判は、残念ながら今なお（より一層）妥当する。

かような議論状況については、財政法学・財政憲法論も、その責任の一端を免れない。明治憲法

と日本国憲法を繋ぐ一時期に華々しく展開された予算論なかんずく「予算の法的性質」論が持った磁場の強さゆえに、その熱狂が遠い過去のものとなつた今となっては、この議論が真に向き合っていた課題やその脈絡もまた見失われ、そのことが現在の議会の財政統制権を論じるための法学的スタッフの乏しさを齎しているように思われるからである⁴⁾。むしろ、それ以降の財政の法学的考察は、政治経済学や財政学からの刺戟を受けながら、現代の行政国家・政党化の下で国会の支出統制権が空洞化することを前提にそれを外側から補完する制度を構想する方向や、議会も含めた民主制による財政決定・統制が必ずしも合理的ないし持続可能な財政運営に結びつかない可能性があることを正面から認めて民主政自体を外側から拘束する制度を構想する方向へと進んだ。そしていずれの場合にも、財政法学はその制度構想を憲法に基礎づけることによって、財政制度の改革を規範的に先導しようとしてきた。私たちもそうした先達の蓄積に負うところ大である。とはいものの、こうした制度構想論が未だ結実しないうちに、国会の財政統制の空洞化がかくも露骨な形で現実化したいま、現行憲法を基礎にどうこれと対峙すればよいのか。学説が虚を突かれ、徒手空拳を強いられている感は否めない。

ここで、議会の（政府に対する）財政統制権限を強化すればよいというものではないことは、上述の財政法学説の展開が示すばかりか、日本国憲法制定直後の議論において既に明確に認識されて

1) 例えば、日本経済新聞社編『国費解剖』（日本経済新聞社出版、2023年）。

2) 参照、片桐直人「予備費と憲法85条」（https://www.jiclp.jp/articles/opinion_20220613.html）

3) 例え参照、立憲デモクラシーの会の声明（https://www.youtube.com/watch?v=s_T7pqqV_MY）。

4) この知的鉱脈を再訪する作業として、片桐直人「戦後日本憲法学における『財政立憲民主主義』」『講座 立憲主義と憲法学〔第4巻〕』（信山社、近刊予定）